年企発 0 1 1 2 第 1 号 令和 6 年 1 月 1 2 日

地方厚生(支)局保険年金(企業年金)課長 殿

厚生労働省年金局 企業年金・個人年金課長 (公印省略)

令和6年能登半島地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保 全等を図るための特別措置に関する法律」の企業年金制度等への適用について

令和6年能登半島地震による災害に対しては、「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(令和6年政令第5号。以下「政令」という。)が別添1のとおり令和6年1月11日に公布され、同日より施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号。以下「法」という。)(別添2)の規定の一部が適用されることとなったところである。

政令は、令和6年能登半島地震による災害を法第2条第1項の特定非常災害に指定し、その被害者について、法令上の義務であって期限内に履行されなかった義務の履行に係る免責等に関して所要の措置を講ずるものである。

主な内容等は下記のとおりであるので、企業年金制度等(厚生年金基金制度、確定 給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び国民年金基金制度をいう。)について、災 害の影響等を十分に配慮し、適切な運用が図られるよう、遺漏なきを期されたい。

記

法第4条に定める法令上の義務であって期限内に履行されなかった義務の履行に 係る免責に関する措置については、以下のように取り扱われたい。

- (1) 法令に規定されている義務のうち、令和6年1月1日から令和6年4月29日までの間に履行期限が到来するものであって、特定非常災害により当該期限までに履行されなかったことにより、法令義務違反として、罰金等の行政上及び刑事上の責任が問われる場合において、令和6年4月30日までに義務が履行されたときには、免責することとしたこと。
- (2) 法第4条第1項の「法令に規定されている」とは、法令に基づき直接課せられる

義務を対象とするものであり、例えば、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第102条第1項に基づき履行期限の定められていない条項について違反の改善の措置を命じる場合のように、法令に基づく処分によって初めて具体的に履行期限を定めて義務が課せられることとなるもの等は含まないものであること。(「参考」を参照のこと。)

- (3) 法第4条第1項の「特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかった」とは、履行義務者ごとに個別に判断することとなるが、一般的には、直接・間接を問わず特定非常災害により被害を受けたか否か、すなわち、履行義務者が当該義務の履行ができなかったか否かによって判断されること。
- (4) 当該措置の対象となるのは、「行政上及び刑事上の責任」であるので、民事上の責任については免責の対象とならないものであること。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法第4条に係る企業 年金等関係法令等

厚生年金保険法(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法)関係

条文	義務内容	期日等
第 116 条	厚生年金基金の公告	(設立の場合) 4週間以内
・厚生年金基金		(変更の場合) 2 週間以内
令(※1)第3		(解散の場合) 2週間以内
条、第4条、第42		
条		
第 174 条 (第 98	年金たる給付又は一時金たる	10 日以内
条第4項の準	給付の受給権を有する者の死	
用)	亡届出	
第 177 条	報告書の提出	(業務報告書)毎年3月、6月、
・厚生年金基金		9月、12月の翌月15日まで
規則(※2)第56		(運用報告書)翌事業年度9月30
条第1項、第2		日まで
項		

- ※1 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令
- ※2 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第17条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金規則

確定給付企業年金法関係

条文	義務内容	期日等
第 15 条	企業年金基金の公告	(設立の場合) 4週間以内
・確定給付企業		(変更の場合) 2 週間以内
年金法施行令第		(解散の場合) 2週間以内
8条、第9条、第		
58 条		
第 86 条	規約型企業年金の規約の失効	30 日以内
第 99 条	受給権者の死亡届出	30 日以内
第 100 条第 1 項	報告書の提出	毎事業年度終了後4月以内

確定拠出年金法関係

条文	義務内容	期日等
第16条第1項	企業型年金加入者の氏名及び	5日以内
・確定拠出年金	住所その他の事項の通知	
法施行規則第 11		
条		
第 47 条	企業型年金の規約の失効	30 日以内
第 50 条	報告書の提出	毎事業年度終了後3月以内
・確定拠出年金		
法施行規則第 27		
条		
第 92 条第 1 項	運営管理機関の登録事項の変	2週間以内
	更の届出	
第 93 条	運営管理機関の廃業等の届出	30 日以内
第 102 条	運営管理機関の業務報告書の	毎事業年度終了後3月以内
・確定拠出年金	提出	
運営管理機関に		
対する命令第 12		
条		
第 113 条第 1 項	企業型年金運用指図者、個人型	10 日以内
	年金加入者、個人型年金運用指	
	図者又は連合会移換者(当該企	
	業型年金又は個人型年金に個	
	人別管理資産がある者に限	
	る。)の死亡届出	

国民年金法関係

条文	義務内容	期日等
第 121 条	国民年金基金の公告	(設立の場合) 4週間以内
・国民年金基金		(変更の場合) 2 週間以内
令第6条、第7		(解散の場合) 2週間以内
条、36条		
第 127 条の 2	加入員の資格の喪失、氏名・住	14 日以内
・国民年金基金	所の変更	
規則第8条第1		
項、第10条、第		
11条、第16条、		

第 17 条		
第 137 条の3の	国民年金基金の財産目録及び	代議員会の議決日から厚生労働
4第2項、第137	貸借対照表の備え置き・閲覧	大臣の認可を受ける日まで
条の3の10第	(基金の合併及び分割の場合)	
2項		
第 138 条(第 105	加入員及び基金又は連合会が	14 日以内
条第4項の準	支給する年金又は一時金の受	
用)	給権者の死亡届出	
・国民年金基金		
規則第9条、第		
20 条第 1 項		
第 140 条	基金の報告書の提出	(業務報告書)毎年3月、6月、
・国民年金基金		9月、12月の翌月15日まで
規則第 44 条第		(運用報告書)翌事業年度9月30
1項、第2項		日まで

関する政令をここに公布する 令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に 御 名 御

令和六年一月十一日

政令第五号

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 定に関する政令 令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指

条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。 法律第八十五号)第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六 (特定非常災害の指定) (平成八年

日を同項の特定非常災害発生日として定める。

いう。)第二条第一項の特定非常災害として令和六年能登半島地震による災害を指定し、

同年一月

法

第

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(以下

第一条

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、 を指定する 、特定非常災害に対し適用すべき措置の指定) 法第三条から第七条までに規定する措置

(行政上の権利利益に係る満了日の延長期日)

報

官

(特定義務の不履行についての免責に係る期限)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一 項の政令で定める日は、 令和六年六月三十日

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行について 第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、 の免責に係る期限は、令和六年四月三十日とする。 (法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日 令和七年十二月三十

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日) 日とする。

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和六年能登半島地震に 生市町村の区域とする。 際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条第一項に規定する災害発

第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和六年九月三十日とする。 (調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日)

2 第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和六年能登半島地震に 際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和八年十二月三十一日とする。

この政令は、

公布の日から施行する

3

内閣総理大臣 総務大臣 松本 剛明

法務大臣

龍司

定等に関する政令をここに公布する 令和六年能登半島地震による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指

御 名 御

令和六年一月十一 日

内閣総理大臣

岸田

文雄

政令第六号

内閣総理大臣

岸田

文雄

る指定等に関する政令 令和六年能登半島地震による災害についての総合法律支援法第三十条第 一項第四号の規定によ

の政令を制定する。 内閣は、総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第三十条第一項第四号の規定に基づき、

(法第三十条第一項第四号に規定する非常災害の指定)

して、令和六年能登半島地震による災害を指定する。 条 総合法律支援法(次条において「法」という。)第三十条第一項第四号に規定する非常災害と

(法第三十条第一項第四号の政令で定める地区及び期間)

第二条 前条の非常災害についての法第三十条第一項第四号の政令で定める地区は、 る災害発生市町村の区域とする。 (昭和二十二年法律第百十八号) が適用された同法第二条第一項に規定す 令和六年能登半

から令和六年十二月三十一日までとする。 前条の非常災害についての法第三十条第一項第四号の政令で定める期間は、 この政令の施行の

日

2

この政令は、

公布の日から施行する。

府 令 省 令

内閣総理大臣

岸田

法務大臣

小泉

龍司 文雄

、国土交通省、原生労働省、 農林水産省、 令第 一号

罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。 る収益の移転防止に関する法律施行令(平成二十年政令第二十号)第七条第一項の規定に基づき、 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第四条第一項及び犯罪によ 犯

令和六年一月十一日

内閣総理大臣 岸田

総務大臣 松本 文雄 剛明

法務大臣 小泉 龍司

財務大臣臨時代理

国務大臣 松本 剛明

農林水産大臣 厚生労働大臣 坂本 武見 哲志 敬三

経済産業大臣 **齋**藤 健

国土交通大臣

等を図るための特別措置に関する法律〇特定非常災害の被害者の権利利益の保全

(平成八年六月十四日)

(法律第八十五号)

第百三十六回通常国会

第一次橋本内閣

平成 九年 五月 九日法律第 五〇号

改正

一一年一二月二二日同 第一六〇号

同

同 一四年 七月一二日同 第 八五号

同 一六年 六月 二日同 第 六七号

同 一六年 六月 二日同 第 七六号

同 一六年 六月一八日同 第一一二号

同

六年

六月

八日同

第

一 一 号

. 一八年 六月二一日同 第 九二号. 一八年 六月 二日同 第 五〇号

二〇年 五月二三日同 第 四〇号

同

同同

二五年 六月二一日同 第 五四号二三年 六月二四日同 第 七四号

同同

同 三〇年 六月二七日同 第 六七号

令和 三年 五月一九日同 第 三六号

同 四年 五月二〇日同 第 四四号

に関する法律をここに公布する。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置

措置に関する法律特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別

(趣旨)

法六七・令四法四四・一部改正) (平一六法七六・平一六法一一一・平二五法五四・平三)

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 速か 被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、 害として政令で指定するものとする。 認められるものが発生した場合には、 居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と なった者の保護、 認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難と より債務超過となった法人の存立、当該非常災害により相続の つ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、 当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅 この場合において、 当該非常災害を特定非常災 又は当該非常災害に 当該非常災害の 当該政 承

7

令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日と して定めるものとする。

2 指定の後、 非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該 当該措置を政令で追加して指定するものとする。 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定 新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは

(平二五法五四·一部改正)

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

九条第一項及び第二項に規定する機関、 管する国の行政機関 第一項の告示(以下「法令」という。)の施行に関する事務を所 デジタル庁設置法第七条第五項若しくは国家行政組織法第十四条 第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法第八条第五項 くは国家行政組織法 デジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)第七条第三項若し 年法律第七十号)第十八条第一項において準用する場合を含む。) 第七条第三項若しくは第五十八条第四項(宮内庁法(昭和二十二 係る法律、政令又は内閣府設置法 政組織法第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。)の長 一項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会である場 (当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第 項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第七条 次に掲げる権利利益 (内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十 (昭和二十三年法律第百二十号) 第十二条第 (以 下 (平成十一年法律第八十九号) 「特定権利利益」という。)に デジタル庁並びに国家行

> ら起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 復させるため必要があると認めるときは、 当該特定権利利益であってその存続期間が既に満了したものを回 利利益であってその存続期間が満了前であるものを保全し、 係る満了日を延長する措置をとることができる。 合にあっては、当該委員会)は、特定非常災害の被害者の特定権 「延長期日」という。)を限度として、これらの特定権利利益に 特定非常災害発生日か 又は

- 二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当 ことができる権利であって、その存続期間が特定非常災害発生 該行為に係る権限を有する行政機関 その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するも たものに限る。) により付与された権利その他の利益であって、 に置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。 法令に基づく行政庁の処分(特定非常災害発生日以前に行っ (国の行政機関及びこれら)に求める
- 2 として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、 指定して行うものとする 前項の規定による延長の措置は、 告示により、 当該措置の対象 地域を単位

日以後に満了するもの

3 保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延 は同項第二号の行政機関 第一項の規定による延長の措置のほか、 特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について (次項において「行政庁等」という。 同項第一号の行政庁又

その満了日を延長することができる。長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定して

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日を更に延長する措置をとることがでする必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当となる法令の条項ごとに新り入れるときは、第一項の国の行政機関の長なる法令の発展を担いる。

の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。 る場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由があ

(平一一法一六〇・令三法三六・一部改正)

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限 第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限 できる。

行されなかったことについて、責任は問われないものとする。までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期

ろによる。
るについて他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるとこらについて他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるとこい事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得な

る措置) (債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関す

第五条 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することが場合又は破産手続開始の申立てをした場合でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常炎害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。たができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政策五条 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済すること

- ればならない。をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなけおいて、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあった場合に
- 又は職権で、その決定を取り消すことができる。 一項に規定する事情について変更があったときは、申立てによりができなくなったとき、その他同項の規定による決定をすべき第3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすること
- できない。 4 - 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることが

(平一六法七六・平一八法五〇・一部改正)

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置)

者の相続人

一 相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合 そのするときは、同項の期間は、当該政令で定める日まで伸長する。一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までに到来が特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して

者又は成年被後見人である場合 その法定代理人二 相続人(前号の場合にあっては、同号に定める者)が未成年

(平二五法五四・追加)

第七条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関第七条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるもかに、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費に、民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

(平二五法五四・旧第六条繰下)

(景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅第八条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条

満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同頃の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急

令四法四四・旧第九条繰上)(平一六法一一一・追加、平二五法五四・旧第八条繰下、

附則抄

(施行期日等)

- それぞれ当該各号に定める災害について適用する。 1 この法律は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、
- 一 第二条及び第七条の規定 平成七年一月一日以後に発生した

した災害 第三条から第六条までの規定 平成八年四月一日以後に発生

附 則 (平成九年五月九日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

る法律(平成九年法律第四十九号)の施行の日から施行する。1 この法律は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関す

(施行の日=平成九年一一月八日)

(処分、申請等に関する経過措置) ○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六○)

抄

第千三百一条 他の処分又は通知その他の行為とみなす。 その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係 機関がした免許、 係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国 いて、相当の国の機関がした免許、許可、 法等の施行後は、 中央省庁等改革関係法及びこの法律 許可、 改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づ 認可、 承認、指定その他の処分又は通 認可、 承認、 (以下「改革関 指定その

用する。

(政令への委任)

附 則 (平成一一年一二月二三日法律第一六○号) 抄

(施行期日)

号に定める日から施行する。 月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一

公布の日

文布の日

大条第二項及び第千三百四十四条の規定に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に関する。

附 則 (平成一四年七月一二日法律第八五号) 抄

(施行期日)

において政令で定める日から施行する。
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内

(平成一四年政令第三三〇号で平成一五年一月一日から施

行

附 則 (平成一六年六月二日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内

(平成一七年政令第一九一号で平成一七年六月一日から施

行

附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

う。)の施行の日から施行する。十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」とい人項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第

(施行の日=平成一七年一月一日)

(政令への委任)

律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、景観法附則ただし書に規定する日から施行及び第七条の規定は、景十二条、第十二条の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条の方の第十年、第十二条の正及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条の方の第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律第百十号)の施行の第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律第百十号)の施行の第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律第百十号)の施行の第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律第百十号)の施行の第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律第百十号)の施行の第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律第百十号)の施行の第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律第百十号)の施行の第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律第百十号)の施行の第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律第一条)の施行の第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律)の施行の第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律第一条)の施行の第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律)の施行の第一条 この法律は、第一条 この法律に、第一条 この法律に、第一条 この法律に、 この法律律に、 この法律に、 この法律に、 この法律に、 この法律に、 この法律に、 この法律に、 この法律に、 この法律注、 この法律に、 この法律に、 この法律法律に、 この法律に、 この法律に、 この法律に、 この法律に、 この法律に、 この法律に、 この法律法律に、 この法律に、 この法律

가

/ 九

する。

(施行の日=平成一六年一二月一七日)

(規定する日=平成一七年六月一日)

(平一六法一一二・一部改正)

(政令への委任

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の

施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(平成一六年六月一八日法律第一一二号)

抄

(施行期日)

則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内

において政令で定める日から施行する。

(平成一六年政令第二七四号で平成一六年九月一七日から

施行

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団

法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う

関係法律の整備等に関する法律(平成一八法律五〇)抄

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定に

よる法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

則 (平成一八年六月二日法律第五〇号)

この法律は、 一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二〇年一二月一日)

(平二三法七四・旧第一 項·一部改正)

附 則 (平成一八年六月二一日法律第九二号)

抄

(施行期日)

第一条この法律は、 公布の日から起算して一年を超えない範囲内

において政令で定める日から施行する。

(平成一九年政令第四八号で平成一九年六月二○日から施

行

附 則 (平成二〇年五月二三日法律第四〇号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内

において政令で定める日から施行する。

(平成二○年政令第三三六号で平成二○年一一月四日から

施行)

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号)

抄

(施行期日)

第一条この法律は、 公布の日から起算して二十日を経過した日か

ら施行する。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措

置に関する法律の一部改正に伴う経過措置

4

/ 九

第五条 第四条の規定は、この法律の施行の日以後に発生した災場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に発生した災場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に発生した災場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に発生した災場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に発生した災害のを含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に発生を対して、この法律のを対して、この法律の法律のを対して、この法律の法律の法律を対して、この法律の法律の法律を対して、この法律の法律の法律の法律が表示。

(政令への委任)

必要な経過措置は、政令で定める。 第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し

附 則 (平成三○年六月二七日法律第六七号) 抄

(施行期日)

において政令で定める日から施行する。 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内

(令和元年政令第二九号で令和元年六月二五日から施行)

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) が

(施行期日)

則第六十条の規定は、公布の日から施行する。 第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附

(処分等に関する経過措置)

の法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(この処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれ

その他の行為とみなす。という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分れに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規度律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法に対してその手続がされていない。 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対し

(命令の効力に関する経過措置)

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第第五十八条 旧法令の規定によりのほか、この法律の施行後は、新法令で、別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令が、の相当規定によりがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令が、の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法

(政令への委任)

する経過措置を含む。)は、政令で定める。るもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定め

附 則 (令和四年五月二〇日法律第四四号) 抄

(施行期日)

日から施行する。施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める第一条。この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から

略

る日布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定め不の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定め二 第十一条の規定及び附則第七条から第十六条までの規定 公

(令和四年政令第二〇二号で令和四年五月三一日から施

行

置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措

第十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規第十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規能による改正前の特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図定による改正前の特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図定という。)第八条の規定によりされている建築基準法第八十五条が長い。)第八条の規定による改正後の建築基準法第八十五条が明第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規

期間の延長とみなす。第五項又は第八十七条の三第五項の規定によりされている許可の